



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

平成23年 3月18日
国土交通省 東北運輸局

「東北関東大震災」に伴う「船員の雇用保険失業給付」の特例措置について

東北関東大震災により、船員であった方に対して支払われる失業給付及び新規に失業保険の申し込みの手続きは次のとおり取扱います。

○窓口へ来所できない方々の「失業の認定日」の取扱いについて

災害等により、指定された失業の認定日にやむを得ず来所できないときは、失業の認定日を変更することができます。

○居住地管轄以外での失業給付の受給手続きについて

交通の途絶などにより、居住地を管轄する窓口に来所できないときは、最寄りの運輸局の窓口やハローワークで手続きをすることができます。

○休業時の特例措置

事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できます（休業）。

○離職時の特例措置

災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても失業給付を受給できます（離職）。

詳しくは、下記問い合わせ先にご連絡下さい。

お問い合わせ先

東北運輸局 海事振興部 船員労政課

担当 武内・横内・矢内 TEL 022-791-7525

FAX 022-299-8875